

平成27年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成27年9月16日 午前10時15分開議

1. 出席議員（14名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
8番	阿久津 則 男 君	15番	根 本 正 典 君
9番	桐 原 健 一 君	16番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員（1名）

7番 関 誠一郎 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副 町	長	小野瀬	篤 郎
教 育	長	小 林	孝 志
代 表 監 査 委 員		加藤木	昭 博
総 務 課	長	仲 田	不 二 雄
企 画 財 政 課	長	鯉 淵	弘 之
税 務 課	長	阿久津	忠 昭
町 民 課	長	金 長	典 子
保 険 課	長	大曾根	直 美
健 康 福 祉 課	長	山 口	利 春
産 業 振 興 課	長	皆 川	尊 志
都 市 建 設 課	長	桧 山	正 春
下 水 道 課	長	山 崎	秀 樹
会計管理者（会計課長）		大 貫	忠 男
水 道 課	長	河原井	明
農 業 委 員 会 事 務 局 長		仲 田	均
教 育 委 員 会 事 務 局 長		五 町	義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
書	鯉 渕 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成27年9月16日（水曜日）

午前10時15分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時15分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。欠席議員、7番関 誠一郎君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人13名を許可をいたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じます。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるよう、よろしく願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることは出来ませんので、質問、答弁とも簡潔に願いをいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願いを申し上げます。

それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 日本共産党の藤咲芙美子です。

質問に先立ち、私は、鬼怒川決壊による災害に遭われた方に心から見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものです。町としても可能な限りの支援をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、2点の質問をいたします。

まず初めに、国保についてです。

国民健康保険は、命と健康を守る公的医療保険の中でも特に重要な役割を担っております。他の公的医療保険制度からはみ出した人たちの全員が入ることで、日本の皆保険制度が支えられています。

昨今の社会情勢から、不安定な雇用制度の人たちや職を失った人たちも入ることから、自治体の役割が重要になっています。

もともと国保は、国・県、市町村の負担割合が定められていたことから、全体加入世帯の負担だけでなく、国や自治体の負担も欠かせない制度として実施されてきました。ところが、国は、1984年から負担を大きく後退させていき、半額にまで減らしていきました。その結果、当然ながら加入世帯の負担割合は増えていき、ついに保険税、保険料は倍以上になってしまいました。町民、国民の負担感は大きく、ほとんどの町民がぎりぎりの状態で滞納しているのが実態です。

そして、同時に、払いたくても払えない世帯も多くなっていて、それは短期被保険者証、資格証明書の発行世帯が増えていることから明らかです。

私は、町民が健康でいつまでも元気に活躍していただきたいとの願いから、国民健康保険税の負担軽減に努め、少しでも町民が払いやすいような金額にする必要があると思います。

今、町には国保の基金が5,800万円あります。まず、これの活用によって、町民の負担軽減を図ることです。

この質問のため、私が担当課から聞いたところによりますと、基金の取り崩しは決まりで出来ないと説明を受けました。城里町国民健康保険支払準備基金条例第2条には、毎年度基金として積み立てる額は、地方財政法第7条に規定する金額とあります。この条例をもって基金の積み立てをしなくてはならないという根拠にはならないと思います。地方財政法第7条は、各会計年度で剰余金が出たときは基金に回すことが出来ると定めているだけです。つまり、剰余金が生じなければという大前提がある訳です。

今、申し上げたとおり、当町の国保については、他市町村との比較はともかく、加入者は重税感にあえいでいるのが実情です。そこを見ないで、手当てをせずに、財政的な余裕が出来たときに行う基金への投入を行っています。財政的な余裕があるとは思えません。基金の取り崩しを実施して、町民の負担軽減を図るべきです。これは町民の命と健康を守る町の役割だと思います。同時に、町民の負担軽減のために、一般会計からの繰り入れを増額するべきです。

さらに、この町は、先祖代々からの豊かな自然が残されています。しかし、跡継ぎが家を出て、高齢者が家を守っているという実態もあります。高齢者のため、実際の収入がないのに、高い国保税の支払いをしなければならないシステムの改善も必要です。つまり、城里町には資産割についても検討が必要だと思います。

次に、短期保険証、資格証明書発行世帯に対する措置についてお伺いします。

第1点の質問とも関連しますが、短期保険証、資格証明書発行世帯が増えていることは、高すぎる保険税に対して、払いたくても払えない世帯が増えていることの証だと思います。

誰も健康で長生きしたいと願っています。具合が悪くなったら医療機関を受診し、早期に治療して、また元気に生活をしたいと思っています。ところが、不安定な雇用形態の影響などで、保険税の払えない世帯が出てくるのは当然です。滞納世帯ということで、そういう世帯に短期被保険者証を発行することは、その世帯の家族から医療機関の受診の機会を奪い、健康に生きる権利さえ奪うものです。全く憂慮すべき事態だと言わざるを得ません。

私は、安易な短期保険証の発行は止めるべきだと思います。短期被保険者証の2カ月間というのは短すぎると思います。また、止むを得ず発行する場合でも、せめてその期間の延長を考慮していただきたいと思います。

この問題は、町民の医療機関受診の権利の問題が含まれています。町長の答弁をお願いいたします。

国保行政の最後の問題、町が実施している特定健診の受診率の向上を図る件です。

城里町の特定健診の受診率は、県内2位をここ5年間維持しています。リピーター率も高い割合を保っていることに、私は担当職員の努力に敬意を表したいと思います。さらに、

担当課の方々は、町の保健事業計画書案を見ましても、もっと多くの町民の受診を進めようと努力をされています。

当町の場合、死亡数及び標準化死亡比で見ると、心筋梗塞、急性心筋梗塞で亡くなる方が多いという分析から、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療の取り組みの重要性を指摘しています。全くその通りだと思います。全体の啓蒙が必要なのは当然で、それと同時進行で、個別の対応で、健康教育や健康相談などで受診率を上げることも欠かせないと思います。

私は、ここで受診率を上げる方法、考え方を提案し、町長の考えをお聞きしたいと思います。それは、健診を様々な理由で受けたくても受けられない人を限りなくゼロにするということです。3つ考えました。

1つ、健診場所が遠くて、そこに行く手段がないという人のために、もっと健診場所を細やかにできないかということです。現在は、常北保健福祉センター、桂公民館、七会保健福祉センターで実施していますが、これをもっと近くの場所でも実施できないでしょうか。

2つ目、1つ目とダブりますが、幾ら近場で実施されたとしても、そこまで行く手だてが必要な方がいらっしやると思います。その人たちの為に町が移動手段を提供するとか、あるいは民生委員の方にご協力を願うとかの方策を練る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3つ目として、特定健診には町からの補助が出ていることもあって、この水準の健診率が保たれているのだと思います。さらに多くの町民が健診を受けることによって、安心して日々を過ごせるために、私は特定健診の受診料の無料化を試験的にでもやってみる必要があると思います。町の医療費削減にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。町長の答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。藤咲議員の質問に回答をさせていただきます。

まず1つ目の質問として、一般会計の繰り入れと基金の取り崩しで国民健康保険税の負担を軽減できないかというご質問であったと思います。

まず、大前提として、この国民健康保険税の料金ですが、これは条例で定められておりますので、私が明日から幾らの料金にするということはそもそもできないという大前提を申し上げておきます。

ちなみに、城里町の介護保険料金ですが、これは今、茨城県で一番安い料金になっております。それは、今年、3年ごとの介護保険の3カ年計画の見直しの中で、条例で料金を3月議会で定めた訳ですが、その3月議会に私が提案した料金が茨城県で一番安い料金だ

ったものですから、今、介護保険料金は茨城県で一番安い状態になっております。

繰り返しになりますが、国民健康保険の料金は条例で定められておりますので、私が料金を私の裁量で変えるということは出来ないということでございますので、議会の議論を経てということになるかと思えます。

また、取り崩しの件であります。厚生労働省の通知によりますと、過去3カ年における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てて下さいというふうに言われている訳ですが、城里町ではその金額は1億円以上になるんですが、今、5,800万しか積立金がないということで、むしろ不測の事態に備えて、取り崩すよりも、もっと積み立てないといけない。つまり、基金が不足しているというのが今の城里町の国民健康保険料の現状であるということをお伝えしたいと思えます。

また、今、国民健康保険料金が城里町がどういう位置にあるのかということですが、所得300万円の4人家族のモデルケースで試算した場合、県内でちょうど真ん中辺ということで、城里町の国民健康保険の料金はちょうど茨城県の平均的な水準であって、高くも安くもないという状況にある訳でございます。

そういった現状でありまして、今、城里町の今年の一般会計、平成27年度の予算において、一般会計から、積み立てと取り崩しとは別にですよ、1億8,600万の法定外繰り入れを行っております。城里町の財政規模、100億円前後の自治体において1億8,600万円、法定外繰り入れをやるというのは、かなり努力しているほうではないかと思えますので、その点、ご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、短期保険証、資格証明書等の件ですが、これは法律に基づき要綱を定めて、その基準によって運用しているものでございます。関係法令等については、保険課長から詳しく答弁をさせます。

3つ目としまして、特定健診の受診率向上に関するご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、城里町は特定健診の受診率が非常に高いということで、誇らしく思っております。県内でも2番目に健康診断をよく受けている自治体でございます。

料金を無料化してはどうかという提案がございましたけれども、実は、例えば土浦市は料金を無料化しておりますが、受診率は3割に満たないという状況でございます。一方で城里町の受診率は48.5%ということで、無料化を行っている市町村よりもずっと高い受診率になっております。

また、城里町においてどういう人が健康診断を受けないかということですが、40歳代の若い、例えば職人さんをやっているような、そういう方は健康診断を受けない方が多いということで、そういう方はどちらかというと、1,000円の受診料を払うこともできるし、恐らく移動手段もあると思うんですが、40代でまだ俺は健康だから健康診断へ行かなくていいだろうという、そういう意識の問題で健康診断に行かない方が多いのではないかと報告を受けております。

そういう意味で、城里町における健康診断の受診率の向上のためには、いかにしてそういった40代の男性の自営業だとか職人の方に意識啓発を行って、行っていただくかというのが重要なポイントになるのではないかと思います。町としても、そういった方々が健康診断を受けていただくように、さまざまなキャンペーンなどを実施、また改善、検討していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長大曾根直美君。

〔保険課長大曾根直美君登壇〕

○保険課長（大曾根直美君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

短期保険証につきましてですけれども、国民健康保険法第9条第3項及び城里町国民健康保険短期被保険者証交付要綱によりまして、保険税3期分以上の滞納者に対しまして、接触の機会を設け、納付相談を目的に原則2カ月の有効期間で交付し、納付相談の度に更新しております。

資格証につきましては、国民健康保険法第9条6項によりまして交付しております。その要件ですが、既に短期保険証の交付を受けている方に対して文書や電話等による相談の呼びかけを行っておりますが、滞納者との接触に努めておりますが、それでも特別な事情もなく3年間一度も相談も納付もなかった方に、税の公平な負担という観点から資格証を交付しているところであります。

以上であります。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 今、町長から、条例で定められている、すぐにはできないということをお聞きしました。確かに、国民健康保険支払準備基金条例には基金の運用方法が書かれています。しかし、基金の一部運用をすることはできるとしているだけで、必ず運用の部分にまわさなければならないとは定めてはいません。しかも、地方財政法第7条1項によると、基金は当該年度における余裕財源が生じることが予想される場合と定めています。

一方で、負担が多過ぎて、払いたくても払えない人が増えています。短期保険証や資格証明書の世帯も急増しているというのに、財政に余裕があるからと別な用途に運用するというのは納得できません。

現に、納税者の多くは、ぎりぎりの思いで納税しているのです。この人たちがいつ何時納められなくなるか、全く先が見えない状態だと思います。その人たちは短期や資格証明書世帯になり得ます。私がここで求めているのは、そういった人たちへの応援を町がしてほしいということです。

資金の運用によって基金を増やすことよりも、今は基金を取り崩し、一般会計からの繰

り入れを増やしてでも加入者の負担を軽減し、納めやすい保険税にすることが大事だと思っております。

今、5,800万円の基金に対して、もっとお金を積み立てなければならないということもお聞きしましたけれども、この積み立てたお金はどのような運用がされているのでしょうか。

あと、無料化については、土浦の例を出されていましたが、私が申し上げているのは、国保でお金が払えない人、40歳以上の方ですね、40歳以上の若い人たちにお金を払えないことはないというのは、もうこれはしょうがないと、しょうがないというか、もっと考えて、受ける、今、町長も言いましたが、受診をする手だてを考えていくように働きかけるのが町の役割だと私は思っております。

ですので、この土浦の無料化で3割に満たないからといって、城里町も無料にしたら、もっと減るんじゃないかというような、そういう考えはしてほしくないと思っております。私は、1,000円でも払えない人がいると心配しているようなところでありますので、そういう負担軽減をしてあげてほしいというようなことです。

そういうことで、とにかく納めやすい保険税にすることが私は大事だと思っておりますので、受診についても、今の58%ぐらいの受診率ではまだまだ足りない。健康を維持するためにどういう手だてをするのかを町で考えてほしいという、受診率の向上について質問いたしております。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

まず、国民健康保険税の料金についてですが、繰り返しになってしまうんですが、私も、条例で定められている料金を徴収しなければなりませんので、料金の改定に当たっては条例改正が必要であるということを申し上げておきます。ですので、ぜひ議会内でも活発な議論をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

また、基金に関しましては、急に収入が減ってしまったり、支出が増えてしまったときに、対応するために積み立てているものでございます。

また、受診率の向上につきましては、貴重なご提案をいただきましたので、町としても、どうすれば受診率が向上するか、真摯に検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 基金についてはちょっとなかなか平行線というところですけども、基金の保有というのは義務ではないというのは県内の幾つかの市町村においても分かると思うんですけども、基金ゼロというところもあることは明らかなんですけど、ご存

じでしょうか。これを取り崩しても町民の負担軽減に努力するというのが市町村の責務ではないでしょうか。

また、一般会計からの繰り入れも、城里町は全県的に見て、もっと増やさなければならぬ位置にあると思っております。安易に資格証を出さない措置、資格証の発行、生存権の侵害、人権侵害、一部負担金の納入などにより受診できる措置をとるべきだと思っております。

ちなみに、短期保険証334世帯706人、資格証23世帯の30人でございます。確かに、保険課長から答弁で、連絡をしているけれども、接触に努めているけれども、連絡がとれない、音沙汰がないということでそのままになって、資格証が23世帯の方に出されていると思っておりますが、これは連絡がとれないとって、町民を把握するのは町政の責任だと思うんですね。町の役割としては放置できないはずだと思います。

資格証明書の世帯数と人数を見れば、ひとり暮らし世帯が多いのではないかと思います。私が心配しているのは、今、孤独死などの問題が大きく取り上げられています。そういった人たち、世帯を行政が放置してもいいはずがないのではないのでしょうか。私はこのところを質問いたしたいと思っております。再度答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。回答をさせていただきます。

まず、ちょっと誤解を解きたいと思うんですが、基金を取り崩すと料金が下がるというように前提でお話をされていると思うんですが、基金の取り崩しと料金は直接の関係はございません。例えば、水戸市においては基金がゼロ円です。取り崩しちゃって基金がない訳です。しかし、水戸市の国民健康保険税の料金は城里町よりも高いです。あくまで国民健康保険税の料金は条例で定められていますので、基金の取り崩しの話と料金の話というのはちょっと分けて考えていただきたいというふうに思っております。

基金は基金で非常時のために積み立てておくべきものということで、本来積み立てるべき金額をまだ城里町は積み立てることが出来ていないので、本来であれば1億円近くまで積み立てなければならないということがございます。料金は料金で条例で定めるものであるということがございます。

それから、短期被保険者証、資格証明書世帯の件につきましては、保険課長より答弁をさせます。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長大曾根直美君。

〔保険課長大曾根直美君登壇〕

○保険課長（大曾根直美君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

短期保険証と資格証であります。資格証の発行者に対してであります。特別な事情がない方に対して発行している訳で、その方にもきちんと連絡をとっておりますので、保

険証での受診をできないようにしてしまうようなことはしておりませんので、細心の注意を払って発行しておりますので、その辺、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 分かりました。

質問はしません。一応要望として伝えておきます。

短期証については非常に危惧しているんですね。短期証を出されたことによって病院にかかれない、定期的にかかっている人たちがかかれないというような、そこら辺のところをちょっと心配しておりますので、私の要望として、なるべくそういう方に接触をしていただいて、今後とも続けていただきたいなと思います。

それから、短期証についてもなるべく出さないような方向で、町も町民に直接顔を出して、丁寧に扱うというか、いって言ってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次、デマンドについて質問いたします。

次に、町民の移動手段の確保、つまり足の確保を図る件についてお伺いします。

高齢者の交通事故が増えているということから、自分で運転を控える、あるいは免許証を返納するという方も増えていると聞きます。今も大勢の方がどうしようか悩んでいると思います。しかし、城里町は車なしでは生活が困難です。

これは私の近所の町営南団地に在住だった方の事例ですが、この方は、ご主人が亡くなられたことを契機に、長年住み慣れた城里町を離れることを決意されました。決意することに当たっては、その方はさんざん悩んだそうです。城里町では知っている人が多く、長年住んでいたのに離れたくなかったようです。しかし、ご主人が亡くなって、その人は、これからの人生は趣味を生かしていきたいという強い願いを持っておりました。それには足の確保が必要です。今住んでいるところはバス停も遠く、バスの本数も少ない。趣味を生かした人生を送るのには城里町は無理だと判断して、引っ越しを決意したというのです。

引っ越しを決める際、免許証を返納しました。町のデマンドタクシーは安くて便利けれども、運行が町内に限られるので使いづらい。趣味の会は水戸でやることが多いと引っ越しの理由を述べていました。

町の高齢化率は高く、この対策は急がなければならないと思います。いずれは誰もが免許証の返納を避けることはできません。高齢者の行動範囲も極端に狭めます。狭めることで生じるリスクの大きさを私は心配します。高齢者の生きがいと健康の問題です。

そこで、私は、デマンドタクシーの充実と利用拡大のための施策を求めたいと思います。具体的には登録人数を増やすことです。そのためには登録手続の簡易化を図ることです。パソコンでの手続が一般的ですが、利用者の多くが高齢者な訳ですから、その実態に合わ

せて、誰もが簡単に登録できるよう改める必要があります。例えば、町の広報や社協の「かざぐるま」に年1回か2回、登録用のはがきをプリントし、希望者はそれを記入して投函するという方法です。外歩きが難しくなっている高齢者でも登録手続きができるようになります。

次に、土日の運行を実施していただきたいということです。医療機関への通院や買い物は生活に欠かせません。お年寄りが必要なとき、家族が車を出してくれるとは限りません。それによってお年寄りの生活範囲が狭まることを避けなくてはなりません。

最近、7月29日の茨城新聞で、笠間市がデマンドの土曜運行を試験的に開始したというニュースが載りました。交通弱者の高齢者の移動手段として役立っており、高齢化の進む中で一層の需要が見込まれると書かれています。

ぜひ城里町でも土日運行の実施をお願いしたいと思います。

今、デマンドのリピーターをつくることは、利用拡大にとって不可欠です。しかし、ちょっとしたことで利用を取りやめた方もいらっしゃいます。例えば、ご主人が松葉づえを使うようになり、家から車までの間の移動も困難になると、運転手に迷惑がかかるような気分になってしまい、それを話せないまま、デマンドの利用を諦めたという話もあります。

また、別の人ですけれども、その人は買い物、通院、散髪などの外出にデマンドを利用していました。あるとき、予約をして部屋で待っていたところ、運転手に玄関で待つようにと言われたそうです。その対応が不満だったのか、それ以来、デマンドの利用をやめてしまいました。実にもったいない話だと思います。

今、町から1,990万円の補助で運営されていますが、利用が増えることは、お年寄りにとっても、町にとっても喜ばしいことです。この2つの事例は、業者と利用者がうまくコミュニケーションがとれれば解決出来るものです。このような要望や苦情、意見などを相互に話し合い、解決していく体制や関係、場を設けていく必要があると思います。

次、タクシー券についてですが、町民の足の確保はデマンドに限られたものではありません。例えば、町から町外への移動、町外から町内への移動など、現在のデマンド制度を補う制度が必要だと思います。

タクシー券制度の創設を要望したいと思います。この制度は、県内の自治体でも実施しているところがあり、例えば常陸大宮では福祉タクシー利用料金助成事業として実施しています。60歳以上の人、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者などが年48回、1回ごとに400円から3,000円の補助がされます。利用できる範囲は限定されますが、利用者にとってはありがたい制度だと思います。

また、稲敷市の場合は、福祉タクシーではありませんが、車を運転できない人を対象にした制度を実施しています。月8回を限度に、タクシー運賃700円の助成をしています。ここは乗降場所が稲敷市内であれば利用可能という便利さもあります。

特に城里町の場合は、これまでかかっていた病院が水戸市へ行った経緯があります。車

がなく、下肢の弱い高齢者には、そこへの通院は負担です。タクシー券の制度は緊急です。ぜひ実現化をお願いしたいと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、デマンド交通に関する質問について回答をさせていただきます。

まず、デマンド交通を使いやすくということ、3つくらいの質問に分かれていたと思います。1つ目は、利用登録を簡便にしたらどうかというご提案。それから、2つ目は、土日に運行してはどうかというご提案。3つ目は、その他、デマンドの利用しやすい工夫、サービスの改善などのご提案ということであったと思います。

まず、1つ目の利用登録に関してですが、藤咲議員からは広報紙などに登録用のはがきをつけてはどうかというご提案だったと思いますが、貴重なご提案をいただきましたので、今後、そういったことも考えて参りたいと思います。

今行っている簡便な利用登録法で余り知られていないこともあるかと思っておりますので、この場でご紹介させていただきますが、窓口まで来て登録が出来ない方については、現在も電話でデマンド交通の登録を行っております。電話でお名前ですとか住所などを言っただけですと、登録票にオペレーターがお名前ですとか住所等を代筆することで、その場で登録できるということを行っております。この方法をもっと一般化し、広報等で周知していくことで、簡単に利用登録をしてデマンド交通が使えるような、そういった改善をして参りたいと考えております。

次に、土曜、日曜の運行の要望ということですが、この件に関しては、たくさんの方から要望をいただいておりますところで、本当に悩ましい問題だと思っております。土日を運行しますと、土曜日だけで400万円程度の経費が更にかかると。日曜もやると800万円程度の運行経費がかかるということで、予算をつければ出来ないことはないですが、一方で、そのお金を出すと、今、七会地区と常北地区を結ぶ新しい路線バスを引きましたが、デマンドが運行していると、その部分の補助金を切られてしまうので、お金を出す以外に補助金のカットも来るということで、実際にデマンドを土日も運行した場合、どれぐらい財政に負担があるのかというのはちょっと考えなきゃいけないなという課題でございます。

また、ここは価値判断というか、非常に議論のあるところだと思うんですが、全て税金を投入して土日も行政が送り迎えをするのか、それとも地域のつながりの中で、あるいは土日は子供たちや孫に帰ってきてもらって、そして、お年寄りの足を確保するのがあるべき地域社会なのか、そこは様々な議論があるのではないかと思います。

いずれにせよ、来年度に向けて、いろんな方の意見に耳を傾けて、検討を続けてまいりたいというふうに思います。

また、デマンド以外にも、タクシー券に関するご要望もいただきました。タクシー券と

はちょっと違いますが、これも城里町の社会福祉協議会で行っているサービスを、知られていないものもあると思いますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

福祉有償運送というサービスを、今、城里町の社会福祉協議会で行っております。それは、30分400円、キロ当たり10円で、介護保険の要支援以上を持っている方、あるいは障害を持っている方について運送を行っております。例えば、30分400円でキロ当たり10円ですから、10キロ先のところまで、それは市外でもいいんですよ、城里町の外でもいいです、10キロ先までですと30分で終わるでしょうから、500円程度で行くことができます。この福祉有償運送をお使いになると、20キロ先でも600円程度の料金で行くことができますので、こういったサービスを城里町としても行っておるので、よりPRをして、使っていただきたいというふうに考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 窓口で電話だけで予約を行っているということは、ちょっと周知不足だったのではないかと思いますので、そこまではちょっと聞いておりませんでした。窓口で電話一本で予約ができるというのであれば、それでもいいのかと思いますけれども、様々な対応をしていただけて、使ってくださいと町の誠意のある態度が必要なのではないかと考えております。

今、町長から、介護、要支援の方は安い金額で、補助してもらって利用してもらっているというようなことをお聞きしましたが、交通弱者というのは介護、要支援の方たちだけではありません。交通弱者というのは、60歳前後でも足腰が弱く、長歩きはできないよというような人もいないのではないかと思いますので、そういう交通弱者ですね、足の確保は急務だと思います。

移動できるかできないかは人権問題であり、高齢者の交通事故は深刻でございます。

登録の申し込みのはがきは、切り取り線でやってほしいというようなところまで希望はしておりますけれども、それも受取人払いでというようなところまで期待はしていましたが、そこら辺のところはもう少し町で様々な方法を検討していただけていただければいいのかなと思っています。

デマンドの土曜日の運行についてですが、土曜日の運行は、以前、議員さんからかなり色々質問されて、土日の運行をしてほしいと質問されましたけれども、でも、なかなかできないと。今のところは普通の日だけですよというようなことを言われていましたけれども、これは経費の問題ではなく、町民が、私が先ほど言いましたような対応をしていただいたりとか、土日のことについては、経費が大変だということでは言われておりますけれども、七会の路線バスとの係わりもあるのではないかなと思いますけれども、やはりそれよりも増して土曜日の希望者が多いということは町長に知っていただきたいと思います。

確かに、子供さんとか孫さんに帰ってきてもらって、ちょっと行ってほしいというようなことは、精神論的にはいいですよ。それはできるかもしれませんが。しかし、これはもう、その中ではだめなというか、頼むことができないから自分で土日の運行を希望しているというような声なんですね。そこを超えてのことなんです。ですので、そこのところを少し私のほうから強調して、要望も含めて言っていきたいと思います。

現在の利用者の数は1,192人、一日当たりの利用者数が56.8人というのは、多くはありません。業者との話し合いはリピーター率の向上のためにも必要不可欠だと思います。せっかく今まで利用していたのに、運転手さんの対応で非常に不快な思いをして、ぱったりと利用をやめてしまったと。たくさん、何回も何回もいろんな、日常生活、買い物とか散髪とかに利用していたのに、ぱったりやめてしまうというようなことというのは、やはり運転手さんとのコミュニケーションがいかなかったのではないかと思います。そこら辺のところ、少し町でもリピーター率を増やすために話し合いを持っていくとか、そういうようなことをやっていただければいいのかなと思っています。

それで、私の質問、ちょっと重なりますけれども、答弁も重なるかと思っていますけれども、質問いたします。答えてください。ぜひ土曜日の運行を分かった上で質問いたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えさせていただきます。

デマンド交通の土日の運行ということで、本当に多くの方から繰り返し質問をいただいております。様々な意見にしっかりと耳を傾けて、来年度に向けて検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、デマンド交通のサービス改善、リピーター率の向上についてということで貴重なご意見をいただきました。おっしゃるとおり、やはりサービスを改善して、何度もお使いいただけるデマンド交通にしていくべきだと思いますので、事業者ともしっかりとコミュニケーションをとって、サービスの改善、リピーター率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

町外にも利用できるタクシー券の創設もしていただきたいなと思います。このタクシー券というのは、町内のタクシー業者が一緒になって利用してもらえれば、タクシー業者にも利益の上がることであって、お互いにいい方向にいくのではないかなと考えております。

高齢社会を見据えて、町として早く手だてをしないと、快適な生活を求めて住み慣れた場所を離れざるを得ない高齢者がどんどん出てくるのではないのでしょうか。私は非常に危

機感を持っています。町としても危機感を持って対応していただきたいと思います。

このデマンドの使い勝手によっては、どうにもならないから水戸に行きます、引っ越しでいきますという方が多くいたのでは、この町はどんどん人口が減っていくばかりです。何とか対応をしていただくように手だてをお願いして、私の質問といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、5番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始める前に、今回、堤防決壊等で災害を受けた被災地の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。また、当町において、町長を初め執行部、それから消防団等、迅速な対応をしてくれたことに心から感謝を申し上げます。

また、8月ですかね、前水道課長の大越健司君が逝去され、また9月には農業委員の川又憲明さんが逝去されたということで、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、通告による一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、財政調整基金についてであります。

基金はたくさんありますが、今回は財調に限って質問させていただきますので、答弁のほうもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず町長、財政調整基金の目的ということで、なぜこんなことを改めて聞くのかということなんですが、きちっと町長が目的等を把握しているかどうか確認をしたいと思っております。

それから、次に、基金の取り崩しが認められるケースがあります。これについて明確な答弁をお願いしたいと思います。

また、合併後、基金残高がどのように推移しているかについても併わせてお尋ねしますので、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。三村議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

財政調整基金は、地方財政法第4条3の規定に基づき、町条例により設置されている基金です。その目的は、財源調整及び財政需要に対応するための資金の積み立てを行うために設置するものです。

財源に余裕がある時には積み立てを行い、収入が減った時や一時的な支出が必要になった時、取り崩して使用することで財源を調整し、計画的な財政運営を行うためのもの、こ

れが財政調整基金でございます。

また、城里町の財政調整基金の残高ですが、平成16年度より平成25年度までは毎年積み立てを行い、基金が増加してまいりました。平成26年度は2億10万円を取り崩しました。これは、この城里町の庁舎建設に充てるためでございます。

基金は、平成26年度までの間に累計31億5,633万4,000円を積み立てることが出来、平成26年度末の残高は35億6,399万円となっております。

財政調整基金の取り崩しができる5つの場合については、企画財政課長より答弁をさせます。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

企画財政課長鯉渕弘之君。

〔企画財政課長鯉渕弘之君登壇〕

○企画財政課長（鯉渕弘之君） 5番三村議員にお答えいたします。

基金の取り崩しにつきましては、地方財政法によりまして、5つの場合が規定されております。まず1つ目でございますが、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合、2つ目に、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる場合、3つ目に、緊急に実施することが必要となった大規模な公共事業の財源に充てる場合、4つ目に、長期にわたり財源の育成のための財産の取得をする場合、5つ目に、地方債の繰上償還の財源に充てる場合。

それでまた、城里町の財政調整基金条例第6条においては、財政が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき、2つ目に、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、以上の2つの規定に該当する場合となっております。

地方財政法と町条例の相違につきましては、今後の基金の運用方法や近隣市町村状況を考慮し、その取り扱い方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

目的はそのとおりですので、ぜひそういった目的に沿うように今後も運用していただきたいと思います。

資金運用ということで、平成26年度残高等を町長から話がありましたけれども、平成21年から25年まで、お手元に基金積立額があります。平成21年度は1億7,000万強、平成22年に1億8,000万強、平成23年度は7億、24年度は6億8,000万、そして25年度は5億8,000万という、これは金長町長と、阿久津藤男町長の時代もですが、非常に厳しい中、これだけの基金を積み立てています。

町長もご存じかとは思いますが、ここに財政調整基金ランキングというのがあるんですね。これは2012年度なんですけど、城里町は茨城県44自治体の中で16番目ですかね。この当時が31億円ぐらいですので、今はもっと増えている訳ですね。

これが多い理由の一つは、合併した自治体が多いんですね。これは、各合併した自治体がそれぞれの基金を持ち寄ったという経緯があるということです。こうして大切に積み立てられたお金でありますということをもっと認識を持っていただきたいということです。

そして、次に、取り崩しができる場合ですが、企画財政課長が今答弁してくれたとおりでありますね。そこで、1つ考えていただきたいことは、城里町財政調整基金条例の中では取り崩しができる場合が、今、企画財政課長が答弁してくれたとおり、財源が著しく不足する場合、当該不足額を埋めるための財源に充てるという1つ。それから、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる時という2つしかないんですよ。地財法の中では5つ、取り崩せる場合が明記されている訳で、これ条例等を今後、町長、十分検討していただいて、きちっとやってほしいなと思っています。

公共施設整備基金があるので、その3番目の大きな公共事業というのは、恐らく公共施設整備基金のほうで賄っているのかなというふうには思うんですが、十分検討していただきたいというふうに思っています。

その点、条例の点について、町長に再度答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。条例の規定に従って、財政調整基金を使用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

また、条例の改正についても、貴重な提案をいただきましたので、研究してまいりたいというふうに思います。

また、今後の財政調整基金の活用方法につきましては、現在作成中の町総合計画及び地方創生に伴う地方版総合戦略を作成中であり、その結果を受けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ぜひその辺、検討していただきたいと思います。

また、要望に近いんですが、基金については、先ほど藤咲議員が、取り崩して、国保ですか、のほうに充ててはどうかというような意見もありましたが、私は、町の独自の事業や、その取り崩しができる5つのケースの中に限るわけですが、積極的に取り崩して事業をするということについては、よく説明していただければ、議会のほうも納得できるとい

うふうには思います。ただ、それ以外の取り崩し等については厳しくチェックをしてまいりたいというふうに思っておりますので、執行部のほうも十分に検討して、基金の運用に当たっていただきたいということでもあります。

続いて、2番目の子供の貧困対策に移らせていただきます。

9月28日、読売新聞なんですが、子供の貧困対策に政府が本格的に取り組むという記事が載っています。居場所を確保するというので、50万人分用意をしたいと。この居場所は、学習支援をしたり、食事を提供したりするというようなことだということなんですね。

城里町で考えると、そんなことまでまだ、そういう政府の対応については、まだこの辺では、そういった状態にはなっていないんじゃないかなというふうな認識だと思います。

ここで、厚生労働省が発表した、これ2012年度の統計ですが、日本の子供の貧困率は16.3%である、特にひとり親世帯では54.6%に達するということなんです。非常にショッキングな数字であると思うんですが、ここで1つお聞きしたいのは、貧困の定義というんですかね。私、質問事項に入れていなかったの、自分でちょっと調べてきたんですが、厚生労働省が発表した貧困率によれば、日本の貧困率は、これはちょっと上がるんですが、15.3%。OECD諸国平均の10.2%を上回る結果となったというんですね。

実際の貧困率の定義というのはどういうことかというんですが、OECD（経済協力開発機構）は、等価可処分所得、聞きなれない言葉かもしれませんが、後で説明をいたします、の中央値の半分の金額未満の所得しかない人口が全人口に占める比率を相対的貧困率という定義をしています。

等価可処分所得とはどういうことかというんですが、世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得をいうんだそうです。

例えば、平成24年度の計算でいくと、等価可処分所得の中央値の半分というのは122万円なんですね。そうすると、2人だと122掛ける平方根、ルート2で近似値として約172万円、3人ならば122万円掛けるルート3で211万円、それから4人ならば122掛けるルート4、2倍で244万円と、これが相対的貧困の率を求める場合の算出方法なんだそうです。

そこで、そういったことを頭に入れておいてもらって、町内の貧困家庭における子供の生徒や学習支援についてお尋ねをしたいと思います。これは教育長がお答えいただけるのかと思うんですが、まず町内の幼稚園からですかね、教育関係ですから幼稚園から中学校までですかね、そのひとり親の家庭の数、それから、そのうちの貧困家庭の数、そういったものを資料としてお聞きしたいと思うので、お答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 三村議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

学校を通して、ひとり親家庭を調べさせていただいております。あくまでも公立幼稚園を例にとりますが、公立幼稚園はひとり親家庭はございません。小学校のひとり親家庭は852世帯中77世帯ということです。それから、中学校のひとり親世帯は552世帯中84世帯ということで、割合にしてみますと、小学校は9.8%、中学校は15.2%という、そういう数になります。

その中で、貧困家庭と呼ばれる、その基準がはっきりはしておりません。ただ、準要保護、要保護、こういう家庭を見てみますと、小学校が23、それから中学校が27、そして、その家庭で本当に生活が困窮していると思われる家庭は大体6家庭というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

小学校が5つ、そこで77名のひとり親がいらっしゃる、中学校は2校で84名であると。この数字が多いかどうかということですよね。全体で言うと、中学校が15.2%、約6人に1人強ですかね。それから、小学校はやはり10人に1人はいると。

話をまた戻すんですが、私がこの学習支援をなぜ町に提案しているかということ、このひとり親世帯が非常に経済的に厳しい状況にあるということなんです。まだ城里町のような住環境だと、行政や、それから近隣の住民、それから同級生とか母親同士とか、いろんなつながりがあって、助けてもらえるかもしれません。ところが、経済的に困窮してくると、これが孤立化をしてきます。そうなる前に手を打っていただきたいという希望を込めて、今度は町長にお聞きしたいということです。

町長、この6人に1人がひとり親だというような現状を踏まえた中で、いろんな、NPOや、それから行政がそういった子供たちに手を差し伸べています。当町ではやはりそういった貧困の連鎖というんですかね、そういったことが起きないように、早目にそういった手を打っていただきたいと。

そこで、学習支援、そういったことを町長はどのように考えているか、まず率直なご意見を聞かせてください。お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。三村議員のご質問に回答をさせていただきます。

おっしゃるとおり、経済的な格差が学力の格差につながっては決してならないと考えております。そういった意味で、学習支援というのは非常に重要なものであると考えており

ます。そういった学習支援の中で、図書館の果たす役割が非常に大きいのではないかと
いうふうに思っております。

例えば、この度、コミュニティセンター城里の2階に図書室を再開させていただきました
が、そういったところで休日などに、ボランティアで学習支援の活動などをしていって
はどうかというふうに考えております。

私自身、学生のころ、よく図書館で勉強しておりました。そういった静かな環境で自習
することができる、そういった場所を用意するというのは町の重要な役割だと思いますし、
そこから一歩踏み込んで、学習相談というのをボランティアの力をかりて行っていくこと
も検討していきたいというふうに思っております。

詳細は教育長より答弁をさせます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） ただいまの三村議員さんの質問に答えさせていただきます。

教育委員会としては、貧困家庭のお子さんだからとか、そういうところで分けて対応し
ていくということは、これはなかなかできません。どの子にもというようなところで対応
しております。

そのために、まず一昨年度から県のほうで学びの広場というのを、4年生を対象にして
夏休みの期間に、まず小学校のほうからスタートしました。町としましては、4年生だけ
ではなくて、ほかの学年もということで、算数、国語、こういうところを中心に学習相談
ということで、夏休み5日ぐらいを目安に、子供たちの、特に学習遅進児について、とに
かく出てこられるようにして学習支援を始めました。

そして、今年度からは、やはり中学校のほうでも必要なのではないかとということで、中
学校のほうは、ただ夏休み、部活動やなんかがございますので、夏休みと限ったわけでは
なくて、朝自習、あるいは昼休みの時間、あるいは部活のない放課後の時間というよう
なところで支援をしております。

それから、町として、学習支援ということで、講師を町費で雇って、チーム・ティー
チングという形で担任の補助をする。そして、2人で1時間の授業を、全てという訳では
ございません、算数の授業、それから国語の授業が中心になりますが、曜日を分けて支援
に入っております。そういうことで、遅れているな、理解が十分じゃないなという子供に
対して支援をすると。

それから、それでもどうしても十分ではないと思われるお子さんがいます。そういうお
子さんに対しては取り出し指導という形で、特別に場所を決めて、2人または1人とい
うような子供に対して、休み時間とか、そういうところで支援をしていきます。

また、どうしても学校に来られないというお子さんもいます。適応指導教室とい
うことで、コミセンの2階、図書室の奥のところに「うぐいすのひろば」という適応指導教室を

つくって、今までは桂の旧診療所跡でやっておりましたが、やはり足が、子供たち、どうしても常北地区の子供たちがその対象が多うございますので、その子供たちが自転車でも来られる、あるいは送り迎えが容易である、七会からも来やすいというようなところで、コミセンの2階に場所を移して、今年度からそこで対応しております。

また、今年度はそこに1名、中学生が来ておりますが、手があいたときには小学校あるいは中学校のほうに逆に、その適応指導教室の2人職員がおりますが、その先生が回って行って情報交換をしたり、支援をしたりというようなことで行っています。

それから、今、町長が申しましたように、図書館の奥の部屋でというようなところでボランティアをとという話がございました。8月28日に退職校長会と現職校長会と教育長を含めてという懇談会がございました。この中で退職校長会のほうから、何とか子供たち、あるいは教育委員会とか、そういう学校の役に立ちたいんだと。どういうことができるか、そういうことができたならば協力をしていきたいからということがございましたので、学校を、小学校6年、中学校3年という中で、今、町では学業指導ということで、勉強の仕方、生活習慣、やはりそういう勉強の仕方がわかる、そういう対応を全校を挙げて取り組んでいて、学力が向上、今、全国との平均で見ると、大体全国平均のところについております。

この間やったのは国語、算数、理科の学力・学習状況調査というテストですが、国語と理科については5点近く全国の平均を上回っておりますので、さらに学力が向上して、出口がしっかりしていけば、城里町の小学校、中学校へ来れば学力が上がるよというふうに持っていったときに、その生徒数、児童数が減るということは少しでも食い止められるのではないかと。

そこで、そういうことも十分踏まえながら、退職校長会のほうでぜひその学習の仕方を教えていただけたらありがたいんですがということで、場所としては図書館の元町長室が、大変立派な部屋がございます、そういう所を利用しながらやってくださるとい話にもなりましたので、そういうところで対応していけるのではないかなと。具体的にはこれから詳しく詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 丁寧なご説明、本当にありがとうございます。

教育委員会は一生懸命やっていただいて、学力が上がっているということは私ども認識しております。今後も努力していただければというふうに思っております。

校長会とか教育長、前の教育長、元教育長を初め、そういった声を掛けていただけたということは非常にありがたいことで、ぜひ纏めていただければというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、町長、最後になります。これは実は、ひとり親でも未婚のひとり親について、

今度は国土交通省がプレス発表しています。それは、離婚等でひとり親になった場合と未婚の場合のひとり親では、補助対象として、例えば町営住宅の入居等で差があるのかどうか。

育児、いろんな面で、そういった未婚のひとり親世帯をこれからは見ていかなければならないだろうということが、これは国交省のほうからそういう話が出ています。これは答弁は結構ですから、今後、城里町においても、町営住宅の入居基準等を十分考慮してあげて、そういったひとり親が不利にならないように、近隣自治体のモデルとなるように早目に手を打っていただきたいということで要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、最後の質問になります。最後は人事の問題ですが、何か6カ月前に戻ったような気がするんですが、町長、人事に対する基本姿勢というのを、前も伺ったと思うんですが、改めて伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。回答させていただきます。

人事につきましては、適材適所、行政がスムーズに行くよう、それが基本だと考えて行っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

何か繰り返しているような気がするんですが、さて、ここからちょっと具体的な質問をします。

町長、8月10日、14日、17日、人事がありましたね。水道課長と町民課の課長補佐とをめぐる人事で一転二転した人事がありました、その経緯を答えていただきたい。お願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

異動につきましては、職員からの意見を聞きながら、適材適所を基に行っております。

行政内部の人事につきましては、私の専権事項ですので、これ以上の回答は差し控えさせていただきます。と思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 私たち議員も執行部の人事には口は出さない、執行部も議会には

余り口は出さないというのが今まで暗黙のルールであったんだけど、さて町長、今回、水道課長を決めるに当たって、私はやはり、立派な課長ですよ、現課長。これ十分に、人事においては、職員の状況を把握していたのかどうかというのが非常に疑問なんです。2日ぐらい置いて人事をもう一回やり直しますというのは余りないことですよ。

それで、町長、副町長もいるし、総務課長もいるわけで、こういった人事については十分に職員にも意向を聞いたり、そういったのは大事なことだというふうに思うんですよ。

これはやはり、職員のそんな肩を持つわけじゃないけれども、みんなずっと勤めてきて、定年間際になってくる訳ですよ。そういったことを考えると、やはり丁寧な人事をやってもらいたいというのが私からの希望であります。

繰り返しますが、私たちも誰がどこかということ、これはもう町長に対して言うことは一切ないです。ということで我々はこれまでも議会活動をしてきました。しかし、議会の人事にも町長はこれまでは口は出さなかったというのがルールだというふうに私は理解していましたので、これをここで申し述べて一般質問を終わります。町長、ぜひ十分配慮をした人事、配慮ばかりしてもしようがないでしょうけれども、大胆な人事をぜひ行ってください。

以上です。

以上で通告による一般質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。今後もしっかりと職員の状況等を確認して人事を行っていきたいと思います。

過去には、内示を出して、そのまま配属して、それが不服で辞表を出して、辞めていかれたような職員もあるかと思いますが、幸いにして、私が着任してから、そのような事態は今のところ一度も起こっておりませんし、現在の体制につきましてもベストであり、特に適材適所の反対の不適材というか、そういった事態は決して起こっていないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、9番桐原健一君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 9番桐原健一でございます。

まず初めに、このたびの大雨により被災されました皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず初めに、市町村動物愛護条例制定についてお尋ねいたします。

茨城県の犬、猫の殺処分数は減少しているとはいえ、未だ全国ワースト2という結果であります。

そもそも住民に一番近い自治体である市町村には、狂犬病など、また伝染病などの担当部署はあっても、動物愛護は所管業務となっておりません。住民に最も身近な自治体、市町村が動物愛護の精神の啓発や譲渡活動を目に見える形で推進することが望まれております。そのためには、市町村独自の動物愛護条例の制定を検討する必要があります。

県内市町村でも、既にこの動物愛護条例を制定し、独自に動物愛護行政を進めている守谷市、牛久市、阿見町などの自治体があります。こうした市町では明らかに殺処分数が減っております。出来れば県内の全ての市町村が条例を制定し、動物愛護の体制を整備することが必要だと言われております。

この茨城県内、ここに平成26年度、昨年度の市町村別犬・猫収容頭数が載っておりますが、茨城県内町村、12町村の中で城里町が一番収容頭数が多いということであり、犬に対しては44匹、猫は66匹、110匹の収容になっております。このデータを見るにしても、本町において城里町動物愛護条例を作るべきと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。桐原議員のご質問に回答をさせていただきます。

動物愛護条例につきましては、ご指摘のとおり、茨城県内44市町村中、3市町村において制定をされております。

本町においては、現在のところ、まだ制定されておりませんが、保護した犬に関しましては、3日間程度保護飼育を行い、餌や水を与えるほか、健康管理のため一日二、三回の散歩等を行って、適切に管理をしております。

そういった管理につきましては、現在は桂支所で実施をしておりますが、鳴き声等の苦情も来ておるため、もっと環境のいいところに移して保護飼育を行うよう、管理体制の見直しを検討してまいりたいと考えております。

殺処分数を減らすためには、飼い主のマナーの向上が非常に重要だと考えております。町の広報紙で啓発を行っておりますが、今後とも飼い主への啓発を行ってまいりたいと考えております。

条例の制定につきましては、県の条例や近隣市町村の情勢も見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 答弁ありがとうございました。今後、近隣の市町村を見て検討していくということで、よろしく願いいたします。

次に、空き家対策について質問いたします。

老朽化による倒壊など、住民生活に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消を目指して、空き家対策特別措置法が5月に全面施行されて約4カ月になります。各自治体でその対策が動き出していると思います。

私の近隣にも5カ所の空き家があります。1軒は、もう崩壊寸前の空き家もあります。

それで、実は先月、千葉県柏市に住んでいる若い夫婦さんからありまして、実は城里町の空き家に住みたいという相談がありまして、町民課に相談してもらった経緯があります。

この空き家対策特別措置法というのは、壊すというか、これは倒壊の恐れがある場合とか、生活環境がまずいとか、景観を著しく損なうという空き家を特定空き家と認定して調査すると。命令に従わなければ強制に解体も可能となるという制度なんですけれども、その空き家を使える方法もあると思うんですね。

それで、私は空き家利用推進事業、これを町で出来れば、そういった。公共住宅というのは、県内に住んでいる人が申し込めると思うんですね。県外の場合はなかなか公共住宅に、町の住宅に申し込めないという決まりがあると思うんですね。今回相談があったのは千葉県の方なので、町の住宅に申し込めないので、空き家住宅を何とか探して欲しいという相談がありました。

町で空き家を掌握していれば、空き家マップまでしていれば、どこがいいかというのを選べると思うので、今後の課題であります。空き家利用・活用推進事業、この取り組みが町長できるかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。桐原議員からのご質問に回答させていただきます。

城里町の重要な課題である人口増加策を考えると、空き家も大切な財産であると考えております。一方、最新の空き家の状況については、現在整備された情報がございませんので、今後調査を行いたいと考えております。

調査方法につきましては、各住民の皆様方のお力をおかりしたいと思っております。区長または自治会長のお力も借りて、地域にある活用してほしい空き家、あるいは場合によっては撤去してほしい空き家をアンケートといいますか、情報提供のお願いを発出しまして、地域の皆様方から寄せられた情報を一つに纏めて、今後の対策を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 前向きな答弁、ありがとうございます。空き家マップが出来れば非常に便利かと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番、使用済み小型家電の回収についてということでご質問いたします。

各家庭に、私の家もあるけれども、携帯電話の使えないやつとか、デジカメとかある家庭があると思うんですけれども、レアメタルや貴金属など貴重な資源の有効活用とごみの減量を図るために、使用済みの小型家電の回収ボックス、これを役場とか図書館とか桂支所とかに、公共施設に設置して、こういった有効活用のごみとしてはいかがかと思ひまして、この回収ボックスを設置できるかどうか、町長、お願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 使用済みの小型家電の回収についてお答ひいたします。

使用済みの小型家電の回収については、小型家電リサイクル法で市町村が行うことと定められております。現在、茨城県内の大多数の市町村において回収ボックスが設置をされております。

今後、城里町につきましても、使用済み小型家電のリサイクルについて町民の皆様に積極的にPRするとともに、貴金属類が多く含まれる携帯電話やデジタルカメラなど品目を定めて効率よく回収するため、ご指摘いただきました回収ボックスの設置につきましても、設置に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） ありがとうございます。回収ボックスを作るということで、設置するというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。4番、舟渡団地跡地についてご質問いたします。

この舟渡団地跡地利用については、私も今までに何回か質問してまいりました。

本町において本当に、合併して10年になる訳ですが、合併した時の人口は2万3,000、現在、8月1日現在で1万9,990人ということで、10年で3,000人からの減少であります。やはり今回、公有財産を売却して、下坪の舟渡団地を売却して、住宅地として利用するというのであります。

それで、今回、広報にも載りまして、公有財産を売却しますということで、4,330平米、1,327坪であります。これは9月1日から、今、業者というか、募集していると思うんですが、9月1日より入札申し込みを行っているが、現在、何社くらい申し込みがあるか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

そして、2番目に、人口減少の中で、住宅建設を何戸ぐらい見込んでいるのかお聞きし

たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。桐原議員からの質問に回答をさせていただきます。

舟渡団地跡地につきましてですが、現在、9月1日から9月25日までで入札参加申し込みの受け付けを行っておるところでございます。申し込みの件数につきましては、大変申し訳ないのですが、回答することにより、入札に関する客観性や競争性を失う可能性がない訳ではないので、数については控えさせていただきたいと思っております。

一方、住宅の建設戸数でございますが、不動産鑑定を実施したところ、宅地割り10戸を見込んで鑑定の予定価格が形成をされておるところでございます。

公有地に実際に住宅が10戸建ちますと、住民税や固定資産税などで多額の収入が町にもたらされることになり、積極的な活用を今後も推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 今現在10戸、10棟ぐらいを目指すという答弁だったんですけども、10軒建った場合、町の税収としてはどのくらい見込めますか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 宅地分譲開発として仮に10戸あそこに家が建った場合、住民税で170万円、また固定資産税が100万円、合わせて年間270万円の税収が見込まれます。この想定は、家族4人、夫が会社員で、妻が専業主婦、子供が学生2人の平均的なケースを想定した場合、それぐらいの税収が上がってくると。もし30年間それが続いた場合でいきますと、新しく家が10軒建つと、概算ですが、8,000万円ぐらいの税収がもたらされるというふうな想定がございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） わかりました。

以上で質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で9番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩前に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりくださ

い。

また、議員各位は議員控室のほうでお待ちくださるよう、よろしく願いをいたします。

午後 0時04分休憩

午後 0時11分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす17日は議事整理のため休会とし、18日は2時に議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、控室にご参集くださるよう、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0時12分散会